

あなたの家には**住宅用火災警報器**は**設置**されていますか!?

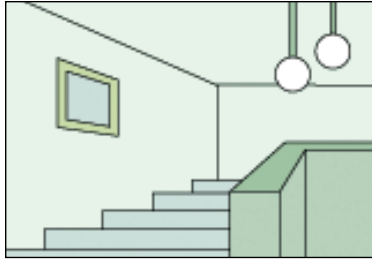
仁淀消防組合火災予防条例により、平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務付けられています。
 今年度、管内（いの町・日高村）の住宅を訪問し設置調査したところ、設置率60%、条例適合率27.69%となっており、全国平均設置率82.3%、条例適合率67.9%（令和元年6月1日時点）を大きく下回っています。
 *設置率とは1個でも設置している場合。条例適合率は必要な個数を設置している場合。
 住宅用火災警報器は住宅火災で逃げ遅れによる死傷者を無くすことをめざし、全国的に設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は火災の早期発見に大変有効であり、逃げ遅れによる死者を防ぐ切り札とも言えるものです。設置されていない方は早急に設置してください。

設置場所 原則として煙式の機器を設置します。

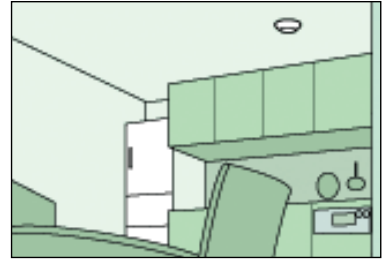
1. まずは寝室 → 2. 次に階段 → 3. さらにキッチン



※寝室の数に応じて設置が必要
 就寝に使用する部屋に設置します。（普段就寝している部屋のこと、来客が就寝するような部屋は除きます。）



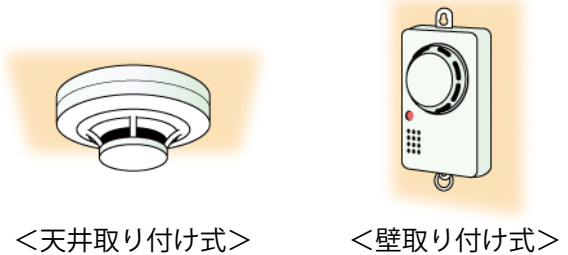
※階段に必要な場合
 就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井、又は壁面に設置します。（ただし、避難階（1階など容易に避難できる階）は除きます。）



※自主的に設置する場合
 仁淀消防組合火災予防条例には火気使用場所等への設置義務はありませんが、熱式の機器を設置しておくにより安心です。

種類

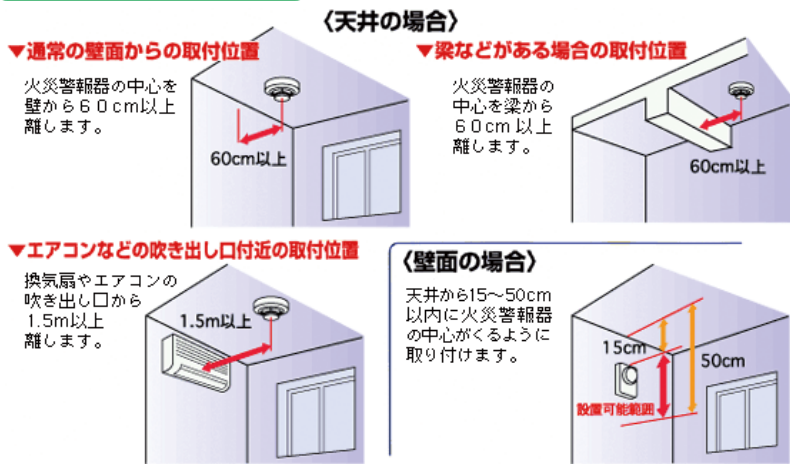
住宅用火災警報器等には大きく分けて天井に取り付けるものと壁に取り付けるものの2種類があります。
 さらに、どちらも家庭用電源（100V）式と乾電池式の二つの方式があります。



<天井取り付け式>

<壁取り付け式>

設置上の注意点



注意事項

- 電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に交換する必要があります。
- 住宅用火災警報器の交換期限がきたら交換して下さい。（自動試験機能が付加されている機器を除きます。）
- ◎悪質な訪問販売には、十分注意してください!!
 市場価格を超えた高額で販売する業者や、消防職員を装って訪問し、粗悪品を押し売りするケースもあります。消防署員が住宅用火災警報器を販売することはありませんので、訪問販売には十分注意してください。住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です。

※購入するときは、国家検定で合格した適合表示「検定マーク」のあるものが安心です。



住宅用火災警報器は火災の煙を早期に感知して、あなたやあなたの家族の**「いのち」**を守ります。

【お問合せ先】 仁淀消防組合消防本部予防係 ☎ 088-893-3221
 住宅用火災警報器相談室 ☎ 0120-565-911